

II 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 新事業開拓事業者投資損失準備金 (旧措法55の2、68の43の2、旧措令32の3、39の72の2、旧措規21の2、22の46、改正法附則53、70、改正措令附則21、32、改正措規附則11、15)</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p>	<p>計画の認定を平31. 4. 1前に受けた投資事業有限責任組合と投資事業有限責任組合契約を締結している法人が有している当該投資事業有限責任組合の組合財産である一定の新事業開拓事業者の株式は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算について、従来どおり適用されます。</p>
<p>(2) 保険会社等の異常危険準備金 (措令33の2⑳、39の83⑳、改正措令附則16、32㉔)</p> <p>(措令33の2㉔、39の83㉔)</p> <p>(措令33の2㉓、39の83㉓)</p>	<p>○ 火災保険等に係る特例積立率について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 特例積立率が6% (改正前: 5%) に引き上げられました。</p> <p>ロ 特例積立率の適用期限が令和4年3月31日まで3年延長されました。</p> <p>○ 火災共済に係る特例積立率の適用期限が令和4年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>平31. 4. 1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>—</p>
<p>(3) 中小企業等の貸倒引当金の特例 (旧措法57の9㉓、68の59㉓、改正法附則54、71)</p>	<p>○ 公益法人等又は協同組合等に係る割増特例措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 割増特例措置が廃止されました。</p> <p>ロ 割増特例措置について、次のとおりとする経過措置が講じられました。</p>	<p>—</p> <p>—</p>

改正後				
	平31. 4. 1 ～ 令2. 3. 31 に開始する 事業年度	令2. 4. 1 ～ 令3. 3. 31 に開始する 事業年度	令3. 4. 1 ～ 令4. 3. 31 に開始する 事業年度	令4. 4. 1 ～ 令5. 3. 31 に開始する 事業年度
改正前	10%	8%	6%	4%
	8%	6%	4%	2%

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(4) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金（措令34⑧⑨、39の88⑦⑧、改正措令附則22、33）</p> <p>（措令34⑩三、39の88⑨三、改正措令附則22、33）</p> <p>（措令34⑩四、39の88⑨四、改正措令附則22、33）</p> <p>（措法58①②、68の61①②）</p>	<p>○ 海外探鉱準備金制度における国内鉱業者の要件のうち国内鉱山を有する子会社に係るその法人の持分割合が95%以上の法人であることとの要件及び国内鉱業者に準ずる法人の要件のうち国外鉱山を有する国外子会社に係るその法人の持分割合が50%以上の外国法人であることとの要件について、持分割合の判定が議決権割合（改正前：発行済株式数割合）とされました。</p> <p>○ 海外探鉱準備金制度における海外自主開発法人の要件について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 採取鉱物引取数量割合要件が40%以上（改正前：30%以上）に引き上げられました。</p> <p>ロ 国内鉱業者等又は当該国内鉱業者等有するその法人の持分割合が95%以上である他の会社の技術者が派遣されていることとの要件について、他の会社の持分割合の判定が議決権割合（改正前：発行済株式数割合）とされました。</p> <p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>平31.4.1以後に受ける認定について適用され、同日前行われた認定については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>—</p>